

課税除外とされる短期所有に係る土地（面積1,000平方メートル未満のもの）の譲渡に係る対価の額等に関する明細書

課税除外とされる短期所有に係る土地（面積1,000平方メートル未満のもの）の譲渡に係る対価の額等に関する明細書			事業年度又は連結事業年度	・ ・	法人名	()
譲渡資産等の明細	土地の譲渡の内容		1	〔措法第63条第3項第7号イ該当 措法第68条の69第3項第7号イ該当〕	〔措法第63条第3項第7号イ該当 措法第68条の69第3項第7号イ該当〕	〔措法第63条第3項第7号イ該当 措法第68条の69第3項第7号イ該当〕
	土地の取得年月日		2	平・・	平・・	平・・
	土地の所在地		3			
	土地の面積		4	平方メートル	平方メートル	平方メートル
	土地の譲渡年月日		5	平・・	平・・	平・・
	土地の譲渡対価の額		6	円	円	円
	1平方メートル当たり譲渡対価の額 $\left(\frac{(6)}{(4)}\right)$		7			
参考にした土地の価格	公は示標準価格又は格	基準地又は標準地の所在地	8			
		同上の1平方メートル当たり価格	9	円	円	円
	近傍類	土地の種類	10			
		土地の所在地	11			
		土地の面積	12	平方メートル	平方メートル	平方メートル
	売買事例	取引年月日	13	平・・	平・・	平・・
		許可、届出、確認又は申出の区分	14			
		当該土地の譲渡対価の額	15	円	円	円
		1平方メートル当たり譲渡対価の額 $\left(\frac{(15)}{(12)}\right)$	16			
譲渡価格が適正であることの説明		17				
備考						

別表三(五) 平二十七・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

別表三（五）の記載の仕方

この明細書は、法人が措置法第63条第3項第7号《課税除外とされる短期所有に係る土地の譲渡》の規定の適用を受ける場合又は連結法人が同法第68条の69第3項第7号《課税除外とされる短期所有に係る土地の譲渡》の規定の適用を受ける場合（土地の譲渡に係る面積

が1,000平方メートル未満のものに係る場合に限りま
す。）に記載します。

なお、連結法人については、適用を受ける各連結法人
ごとにこの明細書を作成し、その連結法人の法人名を
「法人名」の括弧の中に記載してください。